

## 栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則

昭和三十四年五月二十九日

栃木県教育委員会規則第四号

栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則を次のように定める。

### 栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の管理に属する視聴覚教育用教具及び教材(以下「教具及び教材」という。)の利用の適正化を図るために必要な事項を定めるものとする。

#### (用語)

第二条 この規則で「教具」とは、十六ミリ発声映写機(以下「映写機」という。)、幻灯機、録音機等をいい、「教材」とは、映画フィルム、幻灯画、録音テープ、レコード等をいう。

(昭四六教委規則一四・一部改正)

#### (貸出)

第三条 教育委員会は、市町村教育委員会、学校、公民館その他の官公署又は団体等(以下「借受者」という。)が、教具及び教材を教育目的のために利用しようとする場合に、これを貸し出すものとする。

#### (転貸の禁止)

第四条 借受者は、教具及び教材を転貸してはならない。

#### (使用制限)

第五条 借受者は、教具及び教材を興行、基金募集その他観覧料(これに準ずるものを含む。)を伴う催物に使用し、又は特定の政党若しくは宗教の宣伝に使用してはならない。

2 借り受けた映写機又は映画フィルムの使用者は、この規則に定める十六ミリ映写機技術修得証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けたものでなければならない。

(平元教委規則四・一部改正)

#### (借用申請)

第六条 借受者は、教具及び教材を借り受けようとするときは、視聴覚教育用教具教材借用申請書(別記様式第一号)を教育委員会に提出しなければならない。

(昭四六教委規則一四・全改)

(貸出期間)

第七条 貸出期間は、そのつど教育長が定める。

(返納)

第八条 借受者は、定められた返還日に、借り受けた教具及び教材を教育委員会に持参し、必ず点検を受けて返納しなければならない。

(報告)

第九条 借受者は、映画フィルムの使用について、その返納と同時に上映報告書(別記様式第二号)を教育委員会に提出しなければならない。

(紛失破損の届出及び弁償)

第十条 借受者は、教具及び教材を紛失し、又は著しく破損したときは、視聴覚教育用教具・教材紛失(破損)届(別記様式第三号)を教育委員会に提出し、その指示により始末書を提出し、又は紛失若しくは破損による損害を弁償しなければならない。

(証明書)

第十一条 教育委員会は、視聴覚教育技術者の講習を行い、別に定める課程を修得し、所定の認定に合格した者に対して証明書(別記様式第四号)を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会において講習の必要がないと認めた者については、その一部又は全部を免除することができる。

3 証明書の交付を受けた者は、証明書の記載事項に変更があつたときは、速やかに変更届に証明書を添え教育委員会に提出しなければならない。

4 第一項に規定する証明書の交付を受けた者は、その証明書を紛失し、又は汚損した場合においては、証明書再交付申請書(別記様式第五号)を教育委員会に提出し、証明書の再交付を受けることができる。

(昭四六教委規則一四・一部改正、平元教委規則四・旧第十三条繰上・一部改正)

(証明書の返納)

第十二条 教育委員会は、前条に規定する証明書の交付を受けた者がこの規則に違反し、又は教育委員会において著しく不適當であると認めた場合においては、その証明書を返納させることができる。

(平元教委規則四・旧第十四条繰上)

(細則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、教具及び教材の取扱いに関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

(昭四六教委規則一四・追加、平元教委規則四・旧第十五条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に所持するナトコ映写機操作免許証は、この規則による証明書とみなす。

附 則(昭和三五年教育委員会規則第一三号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則第十一条第二項の規定により交付してある十六ミリ映写機点検合格証は、この規則による改正後の栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則第十一条第二項の規定により交付したものとみなす。
- 3 この規則施行の際現にこの規則による改正前の規定によりなされている申請その他の手続は、この規則による改正後の相当規定によりなされているものとみなす。

附 則(昭四六六年教委規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第四号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成六年教委規則第四号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第九条 この規則の施行前に教育委員会規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、使用することができる。

附 則(平成七年教委規則第七号)

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の各栃木県教育委員会規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成一六年教委規則第四号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

視聴覚教育用教具教材借用申請書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

借受者

住 所

氏 名

印

整 理 号	教 具 名	数 量	使 用 期 間	返 還 日 時
			年 月 日から 年 月 日まで 日間	年 月 日 時 頃
			年 月 日から 年 月 日まで 日間	年 月 日 時 頃
			年 月 日から 年 月 日まで 日間	年 月 日 時 頃
			年 月 日から 年 月 日まで 日間	年 月 日 時 頃

1 集会の目的

2 会 場

3 指 導 者 職名

氏名

4 映写担当者 氏名

映写技術修得証明書番号

映 画 上 映 報 告 書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

借受者

住 所

氏 名

主 催 者					
映 写 担 当 者	氏名	映写技修得証明書番号			
上 映 月 日	年 月 日				
映 画 題 名					
観 客 数	総	数	名		
	内 訳	成 人	(男) 名 (女) 名 計 名		
		青 年	名	高・大学生	名
		小・中学生	名	そ の 他	名
映画を利用した話 合いの状況					
映写機、フィル ムの状況					

別記様式第3号(第10条関係)

視聴覚教育用教具教材紛失(破損)届出書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

借受者

住 所

氏 名

印

栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則第10条の規定により、次のとおりお届け

教 具 、 教 材 名	番 号		
事 故 の 種 類		紛失(破損)の日時 及 び 場 所	
紛 失 ( 破 損 ) の 理 由			
取 扱 者	氏名 ( 映写技術修得証明書番号)		
備 考			

(表 面)

栃木県教育委員会

16ミリ映写機技術修得証明書

注 意 事 項

- 1 県有の視聴覚教育用教具、教材の使用にあつては、栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則を守ってください。
- 2 県有の映画フィルムを使用して映写機を操作する場合は、この証明書を携帯していなければいけません。
- 3 証明書の記載事項に変更があつたときは、速やかに変更届にこの証明書を添えて栃木県教育委員会(生涯学習課)に提出してください。
- 4 証明書を変造し、又は偽造し、若しくはこの証明書を他人に貸与してはいけません。
- 5 証明書は大切に保存し、紛失、汚損のないように充分注意してください。

備考 用紙の大きさは、縦12.8cm、横9.1cmとする。

(裏面)

栃木県第 号

氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年 月 日生

現住所 \_\_\_\_\_

所属団体 \_\_\_\_\_

栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則第11条の規定により、視聴覚教育技術者の講習を修了したことを証明する。

栃木県教育委員会

年 月 日交付

更新欄

年月日	摘要	検印	備考



別記様式第5号(第11条関係)

16ミリ映写機技術修得証明書再交付申請書

年 月 日

栃木県教育委員会 様

申請者

住 所

氏 名

次のとおり証明書を紛失(汚損)いたしましたので、栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に

証 明 書 番 号	栃 木 県 第 号
交 付 年 月 日	年 月 日
紛 失 ( 汚 損 ) 年 月 日	年 月 日
紛 失 ( 汚 損 ) 理 由	
備 考	